

発議第 4 号

松阪市議会委員会条例の一部改正について

松阪市議会委員会条例（平成 17 年松阪市条例第 297 号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 6 月 20 日 提出

松阪市議会議員	坂	口	秀	夫
	濱	口	高	志
	野	呂	一	平
	吉	川	篤	博
	市	野	幸	男
	楠	谷	さ	ゆり
	深	田		龍
	松	岡	恒	雄
	山	本	芳	敬

松阪市議会委員会条例の一部を改正する条例

松阪市議会委員会条例（平成 17 年松阪市条例第 297 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項各号中「7 人」を「6 人」に改める。

第 3 条第 1 項中「及び」を「の任期は 2 年とし、」に改める。

第 16 条の 2 第 1 項各号を次のように改める。

- (1) 大規模な災害の発生、感染症のまん延その他の委員個人の責に帰することができない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合
- (2) 育児、介護その他のやむを得ない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合
- (3) その他委員長が特に必要と認める場合

第 51 条に次の 2 項を加える。

- 3 前 2 項の場合において、第 16 条の 2 の規定により、委員会がオンラインにより開かれているときは、委員外議員は、オンラインにより説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することができる。
- 4 前項の委員外議員が、オンラインにより説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することを希望するときは、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

第 52 条に次の 1 項を加える。

2 第 16 条の 2 の規定により、委員会がオンラインにより開かれている場合において、委員長が、委員として発言するときは、委員長の職務を行うことができない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、委員長の職務を行うことができない。

第 60 条に次のただし書を加える。

ただし、第 16 条の 2 の規定により、オンラインにより出席している委員は、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条第 2 項各号及び第 3 条第 1 項の改正規定は、令和 7 年 8 月 1 日から施行する。